

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則について

公開日 2012年07月06日

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成24年高知県公安委員会規則第9号）

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第5項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令60号）第9条の13第1項

3 規則等の制定日

平成24年7月6日（金曜日）

4 結果公示の日

平成24年7月6日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本国の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行により、外国人登録法が廃止されることから、外国人登録証明書及び外国人登録原票が廃止されること及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行により、外国人住民に係る住民票が新設されることに伴う改正であり、当然必要とされる規定の整理であるため。

7 規則等の概要

安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任の届出に際し、氏名等の確認資料として、戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写しを添付させるもの。

8 参考資料

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則及び新旧対照表別添のとおり

9 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部交通企画課
TEL：088－826－0110（内線5015）

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第9号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項第1号中「住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書）」を「住民票の写し」に改める。

別記様式第19号裏面及び別記様式第19号の2裏面中「住民票（住民基本台帳法の適用を受けない者については、外国人登録法に規定する登録証明書）」を「住民票の写し」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（選任の届出等）

第19条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出を、別記様式第19号の届出書2通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 略

3 前2項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し

(2)～(4) 略

4・5 略

別記

様式第19号（第19条関係）

（表） 略

（裏）

届出書に添付を要する書類

1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し

2～4 略

（記載上の注意事項）

1～6 略

（選任の届出等）

第19条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出を、別記様式第19号の届出書2通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 略

3 前2項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本、住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者については、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書）又は運転免許証の写し

(2)～(4) 略

4・5 略

別記

様式第19号（第19条関係）

（表） 略

（裏）

届出書に添付を要する書類

1 戸籍抄本、住民票（住民基本台帳法の適用を受けない者については、外国人登録法に規定する登録証明書）又は運転免許証の写し

2～4 略

（記載上の注意事項等）

1～6 略

様式第19号の2（第19条関係）

（表） 略

（裏）

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し
- 2・3 略
（記載上の注意事項等）
- 1～6 略

様式第19号の2（第19条関係）

（表） 略

（裏）

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票（住民基本台帳法の適用を受けない者については、外国人登録法に規定する登録証明書）又は運転免許証の写し
- 2・3 略
（記載上の注意事項等）
- 1～6 略